

# 情報提供

那医発第 290 号  
令和 4 年 9 月 10 日

施設長 各位

那霸市医師会

会長 友利博朗  
理事 宮城政剛



## 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那霸市医師会 事務局: 石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 849 号  
令和 4 年 9 月 8 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
副会長 宮里 達也

## 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

今般、厚生労働省から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

本件は、今般、オミクロン株の特性を踏まえた療養期間等については、昨日(令和 4 年 9 月 7 日)開催された第 98 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける議論を踏まえ、With コロナの新たな段階への移行を見据え、以下のとおり見直すこととされた旨の通知となっております。

なお、本見直しについては、昨日(令和 4 年 9 月 7 日)より適用となり、同日時点で患者である者にも適用されるとの事です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 有症状又は無症状患者の療養期間等について、下記のとおりとすること。

● (1) 有症状患者

(a)(b)以外の者

- ・ 発症日から 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には 8 日目から解除を可能とする。
- ・ ただし、10 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

(b)現に入院している者（従来から変更無し）

- ・発症日から 10 日間経過し、かつ症状軽快後 72 時間経過した場合に 11 日目から解除を可能とする。

(2)無症状患者(無症状病原体保有者)

- ・検体採取日から 7 日間を経過した場合には 8 日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）。

- ・加えて、5 日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5 日間経過後(6 日目)に解除を可能とする。ただし、7 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

2 療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から 24 時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないこと。

● 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

事務連絡(令和 4 年 9 月 7 日)

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会 高良、平良

TEL : 098-888-0087 FAX : 098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp

事務連絡  
令和4年9月7日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付け健感発0225 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「令和3年2月25日付け課長通知」という。）及び「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け（令和4年2月2日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき対応をお願いしており、その療養期間については、

- ・有症状患者については、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から解除を可能
- ・無症状患者（無症状病原体保有者）については、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能（ただし、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること）

を基本としています。

今般、オミクロン株の特性を踏まえた療養期間等については、本日の第98回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける議論を踏まえ、Withコロナの新たな段階への移行を見据え、以下のとおり見直すこととしましたので、内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

なお、本見直しについては、本日（令和4年9月7日）より適用となり、同日時点での患者である者にも適用いたします。

## 記

1 有症状又は無症状患者の療養期間等について、下記のとおりとすること。

(1) 有症状患者（※1）

(a) (b) 以外の者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

(b) 現に入院している者（※2）（従来から変更無し）

- ・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とする。

※1 人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。

※2 高齢者施設に入所している者を含む。

(2) 無症状患者（無症状病原体保有者）

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

2 療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないこと。

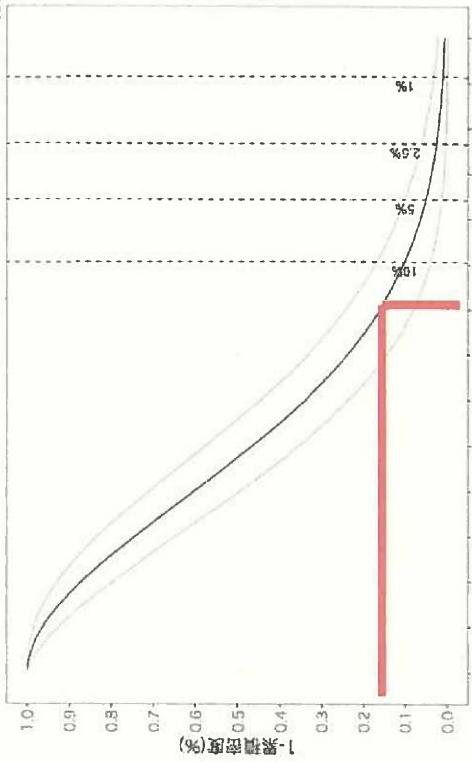
3 1及び2に記載する事項を除く新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、引き続き、令和3年2月25日付け課長通知に基づき対応すること。

# 患者の療養解除基準の見直しについて

- 新型コロナウイルス感染症に感染し症状がある者については、国内データによれば発症後10日目までは感染リスクが残存し、発症後7日目までが感染力が高く、5日間待機後でもまだ3分の1の患者が感染性のあるウイルスを排出している状態。8日目（7日間待機後）になると、多くの患者（約85%）は感染力のあるウイルスを排出しておらず、感染力のあるウイルス量は発症初期と比べて7日目以降では6分の1に減少したとの報告がある。このため、専門家の意見を踏まえ、Withコロナを見据え、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除を可能とする。ただし、現に入院している場合には、従来通り、10日間の療養を継続する。
- 無症状者については、国内データによれば6日目（5日間待機後）に同様に多くの患者（約90%）で感染可能なウイルスの排出がなくなるとの報告がある。一方で、データが限定的であること、無症状者については感染時期が特定できず、より慎重な対応が必要であることから療養期間は引き続き7日間とするが、専門家の意見を踏まえ、Withコロナを見据え、5日目の検査で検査陰性である場合には、5日間経過後（6日目）に療養解除を可能とする。
- これらの前提として、症状がある者は10日間、無症状者は7日間、自身による検温、高齢者等重症化リスクのある方との接触や感染リスクの高い行動を控えていただく等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。
- これまでは、発症後7日間の待機期間を原則としているが、発症後7日間でウイルス排出が終了する確実性を考慮し、発症後7日間の待機期間を縮めることで、より早期に社会活動を再開することができる。

## 陽性者（有症状）におけるウイルス排出の推移

国立感染症研究所による解析



\* 点線は累積密度のブートストラップサンプルの中央値  
の10%, 5%, 2.5%, 1%点

## 陽性者（無症状）におけるウイルス排出の推移

国立感染症研究所による解析

